

令和6年度 大阪府高等学校就職問題検討会議 議事要旨

令和7年2月27日（木）

【議題1】 事務局から資料に基づき説明

【議題2】 事務局から資料に基づき説明

【議題3】 事務局から資料に基づき説明

【議題4】

1 事務局説明

(1) 全国版「高等学校就職問題検討会議」の結果について。

(2) 令和6年度は、令和6年9月16日の選考開始日以降1人2社まで複数応募可能としたが、

- ・求人数は引き続き増加が続いているものの、複数応募が可能な求人の割合は昨年と同程度となっていること。
- ・複数応募の制度を利用した生徒数は依然として少なく、特段の混乱も出ていないこと。
- ・就職内定率は昨年同期から若干の低下はしているものの、順調に推移していること。

以上を踏まえ、令和7年度における複数応募・推薦の取扱いについて、「令和6年度と同様の取扱い」を提案。

また、事業所への周知文に、応募に必要な近畿高等学校統一用紙「履歴書」の作成方法に関する注意書きを追記することを提案。

【議題5】 事務局から資料に基づき説明

【意見交換】

1 令和7年度における複数応募・推薦の取扱い（案）について

(構成員) 資料4の事業主への周知文について、企業への周知は具体的にどういう方法で行っているか確認したい。会員企業から取扱いについて問い合わせがあった際に、大阪労働局のホームページのどこに掲載されているか不明である。

(事務局) 当該周知文については、求人申込のあった企業への配布を実施している。また、ホームページでの周知については、各ハローワーク単位での掲載を行っているが、ご指摘のとおり大阪労働局のホームページにも、事業所向けとして掲載すべきと考えるため対応する。

(構成員) 厚生労働省から上部団体を通じて統一応募用紙の性別欄廃止、趣味・特技欄の廃止等の周知依頼があったが、事業主への周知文に近畿高等学校統一用紙に関する注意点を追記するなら、当該内容も追記する必要があるのではないかと。

(事務局) ご指摘いただいたのは全国高等学校統一応募用紙の内容と史料する。近畿高等学校統一用紙は改定に向けて議論中である。

(構成員) 企業側からすると全国と近畿の二種類の周知が届くと混乱する恐れがある。厚生労働省からの周知依頼の内容も含め、周知の方法については検討が必要ではないか。上部団体から厚生労働省に確認してもらおうが、大阪労働局からも厚生労働省へ確認を願いたい。

(事務局) ご意見として受け止める。

(構成員) 事業主への周知文について、追記箇所を企業が明確に理解できるように、該当箇所をアンダーラインや太字でわかるようにしてはどうか。

(事務局) ご指摘のとおり対応する。

2 高卒求人票の公開方法・範囲の見直しの検討について

(構成員) 前提として、学校現場では求人票の整理に民間事業者のサービスを利用しており、高卒就職情報WEB提供サービスの使い勝手が良くないこともあり、企業や新卒採用をサポートしている民間事業者から届いた求人票を整理したものを利用しているのが主流。高卒就職情報WEB提供サービスを使用している学校は少ないのではないかと考えている。

また、生徒は高卒就職情報WEB提供サービスの画面をスクリーンショットし、簡単に共有ができるので、公開範囲を定めても形骸化する可能性がある。

そうであれば、様々な人が高卒求人票を見ることができ、生徒がアドバイスをもらえる方がいいかと思うので、公開範囲に制限をかける意義は希薄でないか考える。

3 高卒求人票の公開時期の見直しについて

(構成員) 学校としては公開時期は早い方がありがたい。7月1日から届いた求人票の整理を行っているが、時間的余裕がないため細かいところまで説明しきれないままに8月から応募前職場見学が始まっている状況である。働くこと、職種、賃金を含めて卒業後のライフスタイルを検討する時間を確保する観点からも早いほうが良いと考える。また、専門学校が6月からオープンキャンパスを実施しており、就職希望であった生徒が6月時点で具体的な求人がないことで、安易にそちらに流れてしまうこともある。

(構成員) 今年度の求人票の処理を考えると公開時期が早まるとありがたい。参考までに、本校の今年度の状況としては、7月1日から夏休みまでの3週間の間に約700件の処理が必要であり、処理が追いつかなかった。ハローワークから企業への求人返戻に日数を要すると企業側から聞いており、学校への求人票到達が7月1日から後ろ倒しになれば更に処理の時間が確保できない。仮に2週間でも1ヶ月でも早めることでハローワークの返戻時期についても余裕を持って対応できるならその点でも早める方が良いと考える。ただ、あまりに早いと他行事との重なり等の問題が出てくるので、個人的には1ヶ月程早めるのが妥当と考える。また、6月には保護者懇談があるため、その段階で新年度の求人票を見ることができれば、進路選択を考えてもらう時間が作れるのではと考える。

(構成員) 現状では、最低賃金額が毎年大幅に引き上げられていく中で、高卒求人の初任給に影響が出る中小企業が増えてきている。そもそもの日程に合わせて求人を出せる企業は、大幅な最低賃金額の引き上げがなされても対応できるような賃上げの原資がある企業であり、それ以外のところは、最低賃金額の引き上げ額が決まってからでないと求人を出すことが難しいため、7月1日であってもそれより前倒しとなっても必要な中小企業は対応する。そのため、学校関係者の負担が減るのであれば前倒しで良い。

(構成員) 学校側の動きとして、6月末から7月の中旬にかけて期末考査があり、その後成績を出すことから、7月1日に公開されても教員が動く時間が確保できない。一方、4月下旬から5月ゴールデンウィークあたりまでは部活動の関係があり時間の確保が難しく、5月中旬からは定期考査、保護者懇談が控えていることから早くても5月の下旬以降でないと対応できない。教員の働き方改革が謳われている中、前倒しの時期について配慮いただきたい。